

結果公表様式

那須町ケアラー支援推進計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

1. パブリックコメント実施状況

- (1) 募集期間 令和5年12月21日（木）から令和6年1月31日（水）
- (2) 提出者数 2名
- (3) 提出意見数 2件
- (4) 提出方法の内訳
 

メール	: 1件
郵送	: 0件
ファクシミリ	: 0件
直接提出	: 1件

2. 提出意見等の概要と町の考え方

No.	意見等の概要	町の考え方
1	P23 2条例の構造と主なポイントの相互連携を図る主体の責務や役割で、「第4条から6条」を「第4条から7条」に修正する。責務や役割の重要なポイントとして、第4条、第6条、第7条の町・事業者・関係機関に求められている、「ケアラーの把握に努める」を明記する必要がある。那須町ケアラー支援条例で特筆されるのは、ケアラーの把握に努めることが盛り込まれていることにある。ケアラーを早期に把握し、支援に結び付けることが、那須町ケアラー支援推進計画に欠かすことはできない。	第7条の関係機関の役割も含まれるため、「第4条から7条」に修正します。
2	P24 (2) 基本理念2項で、「町・事業者・関係機関は、ケアラーとしての状況把握に努める」を明記する必要がある。	ご意見については、(2)基本理念ではなく、(3)町の責務及び関係機関等の役割として新たに記載します。
3	P26 イメージ図の”気づく”の関係者に、「民生委員、自治会、自主防災会」を追記する。	「民生委員・児童委員等」として追記します。
4	P27 第4章具体的な取り組みの推進項目①の次に、「推進項目②早期把握体制の整備」を追加する。内容としては、町、事業者、関係機関が責務・役割として取り組める内容としてもらいたい。	ケアラー支援体制のイメージ図にあるように、「早期発見・早期把握、支援へつなぐ、適切な支援」は、それぞれが役割を担い、連携して一連の体制と機能することが重要と考えます。推進項目②では、それらを踏まえた記載としております。

5	P31 推進項目に、P27 で提案した、「早期把握体制の整備」を追加する。	ご意見として取り扱わせていただきます。
6	P32 重点施策4の対象者に、「民生委員、自治会長、自主防災会長」を入れる。	ご意見として取り扱わせていただきます。